

町長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 交際費は、町長が行政執行のため町を代表して外部との交際上、特に必要と認める場合に支出する経費であり、交際費の支出の適正化を図るため、交際費の支出に関し基準を定める。

(責務)

第2条 交際費の支出にあたっては社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

(支出先)

第3条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 熊野町の事務事業に直接かつ親密な関係にあるもの
- (2) 熊野町政の進展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 町長が特に必要と認めたもの

(支出項目)

第4条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができるものとする。

- (1) 会費 各種団体の構成員として支出する会費及び懇親会に係る経費
- (2) 慶祝 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (3) 協賛 各種大会等の開催の協賛に係る経費
- (4) 弔慰 葬儀等における生花、供物、香典支出に係る経費
- (5) 見舞 病気、災害及び事故等への見舞いに係る経費
- (6) 激励 全国大会等に出場する場合の報告に対する経費
- (7) 接遇 来客を応接するための飲食、記念品に係る経費
(弁当代を含む)
- (8) 謝意 町政協力者、視察訪問先等に対する謝意に係る経費
(贈答品を含む)
- (9) その他 その他町政の運営において、支出することが適当と認められる場合に係る経費

(公表)

第5条 この基準は公開し、また、この基準に基づく交際費の支出内容について公表する。

2 公表は、熊野町ホームページに掲載するものとする。ただし、公表にあたっては、熊野町情報公開条例に規定する非公開情報に該当する場合は、これを公表しないものとする。

(改正)

第6条 この基準については、常に社会通念に沿うとともに町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

■別表1 支出金額

支出項目	支出金額
会 費	会費又は実費相当額
慶 祝	20,000 円を限度とする
協 賛	10,000 円を限度とする
激 励	社会通念上妥当と認める範囲内
弔 慰	別表2に定める基準の範囲内
見 舞	対象者は、別表に定める基準に準じ、10,000 円を限度とする
接 遇	社会通念上妥当と認める範囲内
謝 意	社会通念上妥当と認める範囲内
その他	社会通念上妥当と認める範囲内

支出限度額については、地域の習慣等特別な理由により、上記で定める金額により難しい事情がある場合には、金額を調整できるものとする。

■別表2 弔慰の目安

対象者	香典	花輪又は生花
名誉町民	30,000 円	適宜対応
前・元四役とその配偶者	10,000 円	
町長、副町長、教育長	30,000 円	適宜対応
町長の配偶者、実父母及び同居の子	10,000 円	
副町長の配偶者、実父母及び同居の子		
教育長の配偶者、実父母及び同居の子		
町議会議員	30,000 円	適宜対応
町議会議員の配偶者、実父母及び同居の子	10,000 円	
前・元議会議員	10,000 円	
町職員(現職)	20,000 円	適宜対応
関係国会議員、県議会議員		適宜対応
県知事、副知事、県教育長、県内市町村長、県内副市長村長、 県内市町村教育長		適宜対応
町に対する多大な貢献者		適宜対応
その他		適宜対応